- 1. 件名:「東海第二発電所廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内に おける液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定に係る日本原電(株) の対応について」
- 2. 日時: 平成29年8月25日(金) 10時30分~11時30分
- 3. 場所:原子力規制庁2階検査監督総括課横会議室B
- 4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 志賀主任監視指導官、杉岡監視指導官

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 副長 他1名

5. 要旨

- 〇平成28年6月2日に発生した、東海第二発電所廃棄物処理棟における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定について、日本原電(株)から口頭にて、以下の事項に係る説明を受けた。
 - -再発防止対策の実施状況としては以下のとおりである。
 - ・廃液の振とう試験に関して、液体廃棄物系運転手順書、化学管理基準及 び水質分析マニュアルに記載済み。
 - ・界面活性剤の持ち込み時や排水時の注意について、構内立入者の遵守事項及び工事要領書作成手引書に記載済み。
 - -配管貫通部ラバーブーツの点検周期については10年としており、理由 として、ラバーブーツが静的機器であることから、配管系の漏えい検査 1回/10年を参考に設定した。

6. その他

配付資料:なし